

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	地域福祉課
処分の名称	利用の許可の取消し
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市徳山社会福祉センター条例第5条
基準規定	周南市徳山社会福祉センター条例第5条
処分基準	<p>周南市徳山社会福祉センター条例第5条 （利用の許可の取消し等）</p> <p>第5条 指定管理者は、第3条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用許可条件を変更することができる。この場合において、利用者が受けた損害について市は賠償の責めを負わない。</p> <p>（1） この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>（2） 利用許可後において前条第1項第1号、第2号及び第4号に該当すると認められたとき。</p> <p>（3） 利用の条件に違反したとき。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	地域福祉課
処分の名称	使用の許可の取消し
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市新南陽総合福祉センター条例施行規則第7条
基準規定	周南市新南陽総合福祉センター条例施行規則第7条
処分基準	<p>周南市新南陽総合福祉センター条例施行規則第7条 （許可の取消し）</p> <p>第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用者に対し許可を取り消し、又は中止を命ずることができる。</p> <p>(1) 条例又はこの規則に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の行為により使用許可を受けたとき。</p> <p>(3) その他公益上特に必要が生じたとき。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	地域福祉課
処分の名称	使用料の徴収
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市新南陽総合福祉センター条例第10条第1項
基準規定	周南市新南陽総合福祉センター条例第10条第1項、別表第1、別表第2
処分基準	<p>周南市新南陽総合福祉センター条例第10条 （使用料） 第10条 使用の許可を受けた者は、別表第1及び別表第2に定める使用料の合計金額（当該合計金額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）を納付しなければならない。ただし、別表第1に定める使用料は前納することとし、長期かつ独占的な利用をする場合の別表第1に定める使用料は当月分をその月の5日までに前納しなければならない。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	地域福祉課
処分の名称	利用料金の徴収
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市徳山社会福祉センター条例第6条
基準規定	周南市徳山社会福祉センター条例第6条;別表第1;別表第2
処分基準	<p>(利用料金)</p> <p>第6条 利用者は、福祉センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の合計金額を指定管理者に前納しなければならない。この場合において、利用料金の合計金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額を上限として、指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について市長の承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が利用する場合及び別表第2に定める利用料金は、後納させることができる。</p> <p>4 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p>
不利益処分をしようとする場合の手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	地域福祉課
処分の名称	養護老人ホーム等への入所措置等の解除
処分権者	福祉事務所長
根拠規定	老人福祉法第11条
基準規定	老人福祉法第11条第1項
処分基準	<p>養護老人ホーム等への入所措置等を受けていた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該措置を解除するものとする。</p> <p>(1) 老人福祉法第11条第1項の措置の基準のいずれにも適合しなくなったとき。</p> <p>(2) 入院その他の事由により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム以外の場所で生活する期間が3月以上にわたることが明らかに予想される場合又は当該期間がおおむね3月を超えるに至ったとき。</p> <p>(3) 介護保険法による施設サービスの利用が可能になったとき。</p> <p>(4) その他福祉事務所長の判断により措置の解除が適当と認められたとき。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	
備考	老人福祉法第12条の2

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	地域福祉課
処分の名称	入所措置費用の徴収
処分権者	福祉事務所長
根拠規定	老人福祉法第28条第1項
基準規定	周南市老人福祉法施行細則第4条;別表第1;別表第2
処分基準	<p>周南市老人福祉法施行細則第4条、別表第1、別表第2 （費用の徴収等）第4条 所長は、法第28条の規定により措置に要する費用の全部又は一部を当該措置を受けた者又はその扶養義務者（以下「納入義務者」という。）から徴収する。</p> <p>2 納入義務者から徴収する費用（以下「徴収金」という。）の額は、月額によって決定するものとし、その徴収金の額は、養護老人ホーム被措置者及び養護委託による被措置者については別表第1の対象収入による階層区分によって定まる徴収基準月額により算定した額とし、その主たる扶養義務者については別表第2の税額等による階層区分によって定まる徴収基準月額により算定した額とし、老人ホーム徴収金決定（変更）通知書（別記第3号様式）により納入義務者に通知するものとする。</p> <p>別表第1及び別表第2は略</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	地域福祉課
処分の名称	入館の制限
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市徳山社会福祉センター条例施行規則第6条
基準規定	周南市徳山社会福祉センター条例施行規則第6条
処分基準	<p>周南市徳山社会福祉センター条例施行規則 第6条（入館の制限）</p> <p>第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館させることができる。</p> <p>(1) 感染症患者、危険物を所持する者その他他人に危害を及ぼし迷惑となる行為をする者又は迷惑となる物品を携帯する者</p> <p>(2) その他指定管理者が施設管理上不相当と認める者</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	地域福祉課
処分の名称	入館の制限
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市新南陽総合福祉センター条例施行規則第14条
基準規定	周南市新南陽総合福祉センター条例施行規則第14条
処分基準	<p>周南市新南陽総合福祉センター条例施行規則 第14条（入館の制限） 第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 感染性の疾患にかかっていると認められる者 (2) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認められる者 (3) その他管理上支障があると認められる者</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	